

社会福祉法人仁心会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁心会（以下「法人」という。）の評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬の支給について、定款第9条及び定款第23条の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、前項の理事のうち、週平均2日以上この法人の業務に当たる者をいう。
- (3) 業務執行理事とは、第1号の理事のうち、定款第17条第2項の規定に基づいて選定された者をいう。
- (4) 非常勤理事とは、第1号の理事のうち、第2号の常勤理事及び第3号の業務執行理事以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 役員等とは、第1号の役員及び前号の評議員を併せた者をいう。
- (7) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬で、職務執行の対価として支給するものをいう。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は、別表のとおりとする。

- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、この規定に基づく報酬は、支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会又は評議員会に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤理事の報酬の支給方法については、社会福祉法人仁心会給与規程の例による。

- 2 業務執行理事、非常勤理事及び監事並びに評議員の報酬の支給については、支払事実が発生した後速やかに本人に直接その全額を支払うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、報酬に法令の定めるところにより控除すべき金額があるときは、報酬の額からその額を控除して支給することができる。
- 4 報酬は、役員等からの申出により、その指定する金融機関の口座に振込むことにより支給することができる。

(公表)

第5条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第（昭和26年法律第45号）59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役員等の報酬の額

役員区分		報酬の額	
理事	常勤理事	理事長業務報酬として	月額 400,000円
	業務執行理事	業務執行のための出勤の都度	10,000円
		理事会又は評議員会への出席の都度	5,000円
	非常勤理事	理事会又は評議員会への出席の都度	5,000円
監事		理事会又は評議員会への出席の都度	5,000円
評議員		評議員会への出席の都度	5,000円